○関東地方整備局告示第三百十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年七月四日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　登録番号

関東地方整備局長　18

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社Ｊ建築検査センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	
変更後	山田　睦男

(2)　変更年月日

平成二十五年七月一日

○中部地方整備局告示第百四十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年七月四日

中部地方整備局長　梅山　和成

一　登録番号

中部地方整備局長　4

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般財団法人愛知県建築住宅センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	荻野　喜彦、藤原　博道、橋村　一彦
変更後	山内　常靖、鈴木　雄二、後藤　光利、兼氏　康博

(2)　変更年月日

平成二十五年七月一日

○近畿地方整備局告示第百六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年七月四日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　施行者の名称　滋賀県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十年近畿地方整備局告示第二十六号甲賀広域都市計画道路事業三・五・三百二号葛木竜法師線

三　事業施行期間　自平成二十年三月六日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第百八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から登録性能評価機関の氏名又は名称等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年七月四日

中国地方整備局長　戸田　和彦

一　登録番号

中国地方整備局長　2

二(1)　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称の変更

変更前	財団法人島根県建築住宅センター
変更後	一般財団法人島根県建築住宅センター

(2)　変更年月日

平成二十五年四月一日

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	秦　公平
変更後	吉田　恭之

(2)　変更年月日

平成二十五年四月一日

○中国地方整備局告示第百九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から登録内容の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年七月四日

中国地方整備局長　戸田　和彦

一　登録番号

中国地方整備局長　4

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社広島建築住宅センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	栗岡　勇次、横田　昇三、天野　成幸
変更後	中野　浩幸

(2)　変更年月日

平成二十五年五月三十日

四(1)　評価員の氏名の変更

変更前	横田　昇三
変更後	

(2)　変更年月日

平成二十五年五月三十日